

償却資産の申告は 2月1日(月)までにお願ひします

平成22年1月1日現在、市内に償却資産を所有している方は、申告が必要となります。申告期限は2月1日(月)ですが、お早めに申告をお願いいたします。

償却資産とは

法人や個人で事業を営む方が、事業のために使用している有形固定資産で、構築物（看板、舗装など）、機械・装置、運搬具、工具・器具、備品などの資産を指します。

償却資産の要件と範囲

土地・家屋以外の事業用資産のうち、税務会計上、減価償却の対象となる有形固定資産が償却資産です。

ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる資産や、営業権・特許権などの無形固定資産を除きます。

申告方法

税務課資産税係へ郵送または

は直接提出してください。前年度も申告をされた方は増減資産の申告を、新規で申告される方は、全資産の申告を所定の用紙で提出してください。

詳しくは、税務課資産税係(内線176〜179)へ。

エルタックス(eLTAX)による申告のご案内

市では、地方税の総合窓口「エルタックス(eLTAX)」による電子申告が、昨年の12月14日から利用できるようになりました。これにより、今までは郵送や窓口に出向いていた償却資産の申告の手続きが、自宅やオフィス、税理士事務所などのパソコンから、インターネットを利用して行うことができます。

エルタックス(eLTAX)についての詳しい内容や手続きについては、(社)地方税電子化協議会(☎057001081459・ホームページ<http://www.eltax.jp/>)までお問い合わせください。

入札参加資格審査申請

2月1日(月)～2月10日(水)に受け付け

平成22・23年度に市が発注する物品購入などの入札(見積もり)参加希望の方は、次の通り資格審査の申請をしてください。

建設工事および測量・建設コンサルタント業務については、岐阜県・市町村入札参加資格審査申請共同受け付けで申請してください。

市では、これをもとに審査を行い、指名に必要な名簿を作成し、この中から契約内容や参加者の能力などを判断して、一般(指名)競争、あるいは随意により契約を行います。

《資格審査申請の受け付け》

- ◆日時 2月1日(月)～10日(水)午前9時～正午、午後1時～4時 ※土・日曜日を除く
- ◆場所 文化プラザ2階・第2練習室
- ◆提出書類 詳細は、土岐市ホームページに掲載していますのでご覧ください。
- ◆その他
 - ▷同ホームページ(URL <http://www.city.toki.lg.jp/wcore/index.htm>)から、申請書などのダウンロードも可能です。
 - ▷申請書などは、総務課契約係でもお渡しします。
 - ▷今回より、郵送での申し込みも可能となりました。

詳しくは、総務課契約係(内線222・223)へどうぞ。